

平成25年第12回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

1 開催日時

平成25年6月27日（木）15時00分から16時20分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

住吉徳彦、久留百合子、二子石竜子、清家渉、久保田誠二、杉光誠（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

理事 堀秀行、総務部長 西牟田龍治、教育企画部長 川添弘人、
教育振興部長 吉田法稔、総務課長 辰田一郎、社会教育課長 木原茂、
教職員課長 大場茂嘉、高校教育課長 米原泰裕

6 会議

15時00分、住吉委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

協議（1）及び第28号議案「県立学校教職員の人事について」は、清家委員から人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

（1）報告

- ・本県公立高等学校就職状況について

米原高校教育課長から、高等学校就職状況については、毎年、文部科学省が調査を実施しており、全国の調査結果が公表されたことを受け、本県分について報告するものであること。具体的には、平成24年度末の就職希望者5,134人のうち就職決定者数は4,893人となっていること。就職決定率は95.3パーセントであり、前年度と比較して0.5ポイント向上していること。また、平成24年度末の学科別の就職決定率などについて報告があった。高校生を取り巻く雇用情勢は依然として厳しい状況が予想されていることから、引き続き危機感を持ちながら関係機関とも緊密な連携を取り、

生徒の進路実現に努めてまいりたいとの説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員長から就職者の就職先の内訳と、県立学校に配置されている就職指導員について質問があった。

これに対して、米原高校教育課長から、平成24年度末現在では、県外就職者は20.4パーセント、県内就職者は79.6パーセントである旨の説明があった。就職指導員については、県立学校の現場において評判が高く、企業の詳しい情報や採用担当者の視点を知ることができるほか、教員に代わって企業訪問を行い就職先を開拓するなど、学校から感謝の声を聞いている旨の説明があった。

・福岡県教育文化奨学財団経営状況について

木原社会教育課長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく県が出資する標記法人の経営状況について説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員から、奨学金の返還が遅れている者のうち、返還することができるにも関わらず返還しない者と、返還することができない者の内訳について質問があった。

これに対して、米原高校教育課長から、返還金の支払い能力があるのに支払っていないという判断は難しいところであるが、昨年度から法的措置の対象を拡大しており、悪質な滞納者に対しては強制執行を行っている旨の説明があった。

これに関連して、二子石委員から、国などにおいて厳しい督促について問題となっている。きちんと支払っているかどうかの見極めは難しいかと思うが、回収する県側においても法的に問題がないかチェックをしながら対応してもらいたい旨の意見があった。

住吉委員長から、未返還金が増えた場合の影響について質問があった。

これに対して、米原高校教育課長から、返還金は奨学金の原資となるため、未返還金の増大は奨学金事業に多大な影響を及ぼすものである。当面は厳しい状況が続くが、今後の回収努力により、事業の継続は可能であると考えている旨の説明があった。

住吉委員長から、今後も、返還に応じてもらえるような、返還しやすい制度について検討を続けるようにとの意見があった。

久留委員から、青少年科学館の入館者数が平成23年度に続き平成24年度においても増加している。一時、来館者数が減っていたこともあったが、展示物の更新などで努力するほか、プラネタリウム部門と展示部門の共通チケットの発行などにより来館者数は増えているようだが、県の施設としての今後の方向性について質問があった。

これに対して、木原社会教育課長から、公の施設であることから、県民

の方の利用に重点を置く一方で、指定管理者制度を取っていることから利用収入にも十分に注意する必要がある、収入については、財団と協議しながら収入の確保に努めてまいりたい。なお、利用者数が増えた理由としては、廉価なチケットを販売するほか、実際の運営において、夏季などの長期休業期間中にも開館するといった営業努力をしていることがある旨の説明があった。

また、久保田委員から、土曜日や日曜日などの入場者は多いが、平日の入場者は少ないようだ。非常に面白い施設であるため、平日に小学校や中学校の社会科見学に利用してもらうなど、学校やPTAなどへ宣伝をするなど、働きかけをしてはどうかとの意見があった。

これに対して、木原社会教育課長から、福岡県教職員互助会などと連携して、バスを借り上げた事業を実施するなど、学校教育活動の一環として活用していきける場を研究すると同時に、周知も図っていききたいとの説明があった。

・条例の提案に対する意見の申出について

大場教職員課長から、平成25年6月定例県議会において議決された福岡県職員等の給与の特例に関する条例について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

また、この条例の制定理由等について説明があった。今年1月、国から地方に対し、例外的、臨時的な措置として地方公務員給与の減額要請があった。東日本大震災の国難を乗り切るために国家公務員給与が減額されたことを踏まえたものであるが、今年度の地方交付税及び義務教育費国庫負担金が大きく削減されたことに伴い、本県財政への深刻な影響を踏まえ、特別職及び一般職の職員の給与の減額を行うこととなった。この条例は、福岡県職員等の給与の一部を減額するため、特例措置を定めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、久留委員から、この特例措置に伴う人件費の削減総額について質問があった。

これに対して、大場教職員課長から、職員及び特別職の給与減額措置の実施により本県全体では約155億円の人件費の削減になる旨の説明があった。

また、住吉委員長から、減額期間経過後の見通しと自治体ごとの減額率について質問があった。

これに対して、大場教職員課長から、来年度については減額措置を実施

する考えはない旨、また、減額率については、国家公務員給与額との比較によるラスパイレス指数が国よりも低ければ減額の必要はないといった取扱いになっており、自治体によって異なる旨の説明があった。

また、住吉委員長から、職員団体等との交渉経緯等について質問があった。

これに対して、大場教職員課長から、今回の措置は国から一方的に地方交付税等が削減をされたことを踏まえたものであり、地方自治の観点等を踏まえると、原則論的にはあってはならないことではあるが、国において法律が可決されるなど、現実には財源への影響が生じており、県民サービスの低下を回避する必要から、最終的に今回の給与減額措置の実施について理解を得られた旨の説明があった。

住吉委員長からは、給与減額措置の実施によって現場の職員の士気が下がることがないように万全を尽くしてほしいとの要望があった。

住吉委員長から、他の意見の有無を問い、これについては全員異議なく承認された。

公開審議はここまでとされ、住吉委員長から傍聴人に対して退出が求められた。以後、非公開にて審議を行う。

(2) 協議

- ・ 県立学校教職員の人事について

大場教職員課長から、県立学校教職員の信用失墜行為について説明があった。

次いで審議が行われ、これについては議案として審議することとなった。

(3) 議事

- ・ 第28号議案 県立学校教職員の人事について

大場教職員課長から、県立学校教職員による信用失墜行為に対し、懲戒の必要がある旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第28号議案は原案どおり可決された。

住吉委員長が閉会を宣言し、16時20分閉会した。